

性格を持つものであるし、著者もこの点を否定してはいない。またこの点はキクユ部族地区のケースをケニアの他の地区の土地改革、あるいはアフリカの他の地域の土地改革の参考とするとき注意を要する点でもある。キクユ部族地区の土地改革は、伝統的な慣習のもとで土地に権利を持っていた者に私有地 (Freehold) を与えたが、すでに発生していたアホイ (ahoi) と呼ばれる一種の小作人および部族地区外からマウマウ事件の際地区内へ移動された者の大部分に対しては土地を与えなかった。かれらに対しては、白人入植地を政府が買い上げて土地を移転させる、いわゆる 100 万エーカー計画によってはじめて土地が与えられるのであり、したがって改革の成果は、この二つを対にして考えられねばならないであろう。

登記された土地を私有地として認めるか、借地 (Leasehold) として認めるかという議論に終止符を打ち、私有地を選んだ 1957 年の法案作成委員会の決定について (p. 187) は、その及ぼす影響が非常に大きいにもかかわらず決定に至る経緯について本書での説明が少ない。この点についてはキクユ部族民自身のうちでも考えが分かれていたと思われ、本書のようにキクユ族、特にキアンブ地域のキクユは私有地を欲していた (p. 185) と、あまりにも簡単に割り切れないものがあったのではないだろうか。また土地に対する長期的かつ安定的な権利を与え、売買可能な財とすることを目的とするのであれば、個人に長期借地権を付与することのほうに幾多の長所があったのではないだろうかという疑問が残る。

著者は結論の部分において、この土地改革のもたらす法律上の問題点と農業上の問題点を提示している。前者については特に均分相続による再細分化について注意を喚起している。特に現在でも一夫多妻制を持つキクユ族にとってこの危険は大きい。土地登記法により、州土地局はある最低面積以下の細分化を禁ずる権限を持っているが、現実にはほとんどすべての細分化を認めてきている。さらに細分化が実際には行なわれているにもかかわらず、これを登記しないという例が多く見られる。

また土地の売買は土地改革後非常に少なく、土地の集積現象は登記簿によるかぎりではまだ見られないが、しかし登記外の土地の移転が発生する可能性は多く、また登記された借地がふえ、新しい地主小作関係が発生しつつあることを著者は指摘している。土地改革による最も明らかな成果は、土地に関して個人が長期の裁判に出費することがなくなった点で、これはキクユが長い間望んできたものであり、この点では十分な満足を与えること

ができたとしている。

けっきょく問題は第 2 点の農業問題、すなわち与えられた土地で豊かな農業経営を行なうことができるかどうかにかかってくる。著者はこの点に関して政府の農務省の行政官と州行政官の考えの対立があり、けっきょく極端な小規模の土地所有に反対する農務省の意見を押えて、改革当時の政治上の目的を優先させた州行政官の考えが通ったことを指摘し、生存経済しか営めない規模の農地所有をも許してしまったと述べる。このため当初期待されていた農業革命は起こらなかったと著者は述べているが、この点では本書が書かれた後のキクユ地区の農業発展には見るべき成果があり、特にコーヒーや茶のような収益性の高い商品作物の導入が進んだ地域では、より楽観的な見方もできるのではないだろうか。いずれにしても、キクユ部族地区の土地問題は、より広い地域で解決されねばならないという著者の結論には賛成せざるをえない。そしてこの点が現在のケニアの開発 5 年計画において、他の部族地区の土地総合整理と登記を進めようとする政府の土地政策となって現われてきているのであるが、他の部族のあるものは、このような土地政策に非常に抵抗を示していることも付記しておきたい。

(調査研究部 吉田昌夫)

## 所 報

### ◆ 海外からの来訪者

12 月中の海外からの来訪者はつぎのとおりである。

(1) 12 月 20 日、Prof. M. A. Anis (カイロ大学歴史学科主任教授) が当研究所大塚研究会・林研究会を中心とする「日本近代化討論会」に出席するため来所。

(2) 12 月 13 日、Prof. M. Inagaki (Department of Economics, University of Montreal) が当研究所における調査研究状況および出版活動について懇談するため来所。